

# 農福連携をめぐる情勢

令和7年12月  
東北農政局 宮城県拠点



# 農福連携の現状

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。さらに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労・社会参画支援や、犯罪をした者等の立ち直り支援にも拡大。
- 様々な種類の作物が生産・加工・販売され、多様な作業が必要となる農業現場では、個々の特性に合った作業との出会いによって、障害者等も農業の貴重な働き手となるとともに、工賃の向上等を通じた生活の質の向上も実現。

## 「農」と福祉(障害者)の連携(=農福連携)

### 【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保  
〔基幹的農業従事者は20年間で約4割減少(※1)〕
- ・荒廃農地の解消 等  
〔再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万ha(※2)〕

### 【福祉(障害者)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保  
〔障害者約1153万人(※3)のうち民間企業(従業員40.4人以上の企業)及び公的機関等での雇用は約77万人(※4)〕
- ・工賃の引き上げ 等

### 【農福連携の推進】事例①②

障害者が持てる能力を発揮し、農業生産活動に参画



### 【「福」の広がりへの支援】事例③

障害者以外の社会的に支援が必要な人たちも農業に就労し地域社会を構成

### 農福連携等

### ①農業経営体が障害者を雇用 京丸園(静岡県浜松市)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員106名中、障害者は25名
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大
- 障害者雇用数に比例し売上増加(28年間で9倍に拡大)



誰でも正確な作業ができるよう器具を工夫

### ②障害者就労施設が農業参入 社会福祉法人ゆずりは会菜の花(群馬県前橋市)

- 施設を利用する障害者約20名以上が全員、年間を通じて農作業に従事
- 認定農業者・地元JAの正組合員として地域農業の重要な担い手に
- 平均工賃は7.4万円となり、県平均の約3倍を実現(R5)



個々の特性に合う作業を割り当て

### ③多様な人材が農業で活躍 社会福祉法人白鳩会(鹿児島県南大隅町)

- 過疎化が急速に進む地域において、刑務所出所者等も含めた多様な人材が、個々の特性に合わせて、農業生産、加工・販売、レストラン等の業務に従事。
- 地域の高齢農家から農地を引き受け、耕作面積は38haに拡大



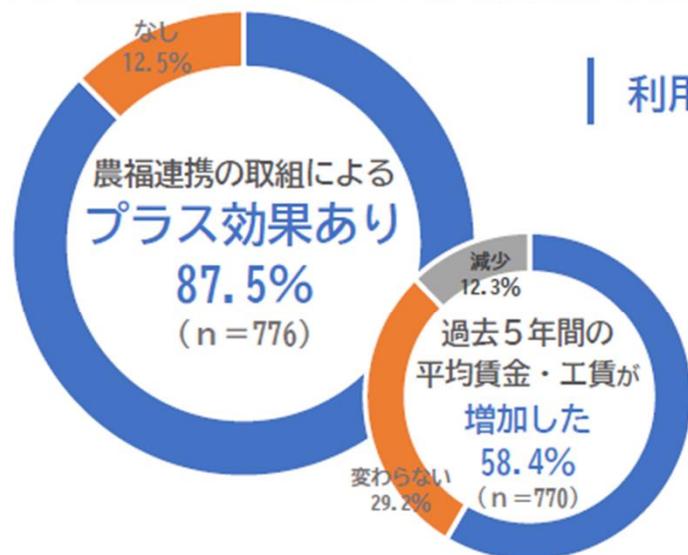
茶の収穫機操縦を障害者

※1出典:農林水産省「農林業センサス、農業構造動態調査」(各年) ※2出典:農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(各年)  
※3出典:内閣府「令和7年度:障害者白書」(推計値) ※4出典:厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」(令和6年)

# 農福連携の効果と課題

○農業側、福祉側ともに、農福連携によりプラスの効果のあることを実感。

## 1. 福祉サービス事業所の回答



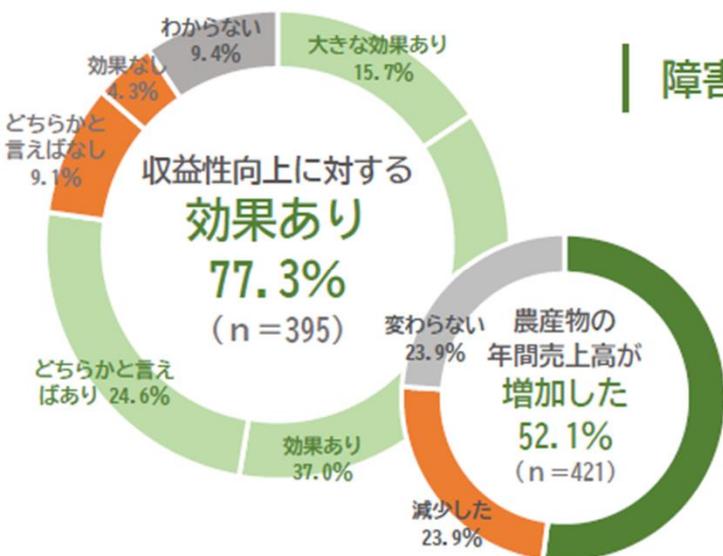
### 利用者へのプラス効果

- 80.5%が「体力がついて長い時間働けるようになった」と回答(n=549)
- 58.3%が「表情が明るくなった」と回答(n=655)
- 46.5%が「コミュニケーション力が高まった」と回答(n=649)

### 農福連携を進める上での課題 (n=808)

販路の確保	49.6
障がい者等の適性に応じた作業の創出	48.5
農産物等の安定生産	46.9
農作業中のトイレの確保	43.9
通年で農作業等の創出	43.9
農業技術の習得	41.3

## 2. 農業経営体の回答



### 障害者等を受け入れることの効果

(n=424)

- 56.4%が「障害者等が貴重な戦力となった」と認識
- 55.7%が「労働力確保で営業等の時間が増加」と認識
- 31.6%が「品質の向上や収量の増加につながった」と認識

### 障害者等を受け入れる上での課題 (n=422)

労働時間と農作業の調整等、スケジュールの調整	44.3
通年で働いてもらうための作業の創出	42.4
農作業の手順や技術を教えること	41.5
ほ場でのトイレ・休憩所の確保	37.2
農作業中の障がい者等の健康・安全管理	36.0
コミュニケーション	32.9

# 農福連携の取組ステージに応じた支援

## 知りたい

### ■農福連携に関する情報発信



農福連携専用HPノウフクWEB



農福連携の早わかり動画

### 農福連携等 事例集 (令和6年度版)

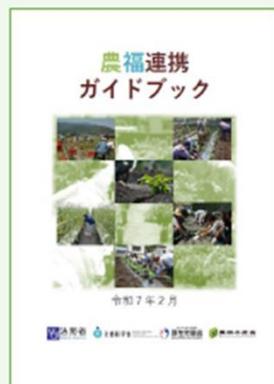
全国における取組事例集



農福連携に取り組む  
障害者の生の声

### ■マニュアル・ガイドブック

農福連携の取組手順や各省の支援策を紹介



農福連携ガイドブック



スタートアップマニュアル

### ■優良事例の選定・横展開

ノウフク・アワードの表彰



## 始めたい・深めたい

### ■ワンストップ窓口の設置

農福連携の専用窓口を各道府県に設置

### ■障害者等が働きやすい環境整備への支援

生産・加工施設、休憩所、トイレ等の整備への支援  
【上限1000万円×1年間、1/2補助】

生産・加工技術の研修等への支援  
【上限150万円×2年間、定額補助】

### ■専門人材の育成

障害特性に応じた農福連携の実践手法等に関する「農福連携技術支援者研修」の実施

### ■ノウフクJASの認証

障害者が生産行程に携わった食品等を第三者機関が認証

### ■企業版・地域協議会・ユニバーサル農園

取組事例やポイントを紹介



企業版 農福連携  
取組事例集



地域協議会の  
立ち上げに向けて



ユニバーサル農園  
事例集

## 広げたい

### ■農福連携等応援コンソーシアム

国、地方公共団体、関係団体、経済団体等の630の団体・企業が参画(令和7年11月末時点)  
★会員募集中！

### ■消費者・企業等への普及・啓発



- ・ノウフクの日、ノウフクウィークにおける全国でのイベントの実施
- ・都道府県と連携した農福連携マルシェの実施
- ・農福連携の商品の商談会の開催

### ■地域協議会の設立等への支援

地域における農福連携の推進に向けた活動を支援  
【上限300万円×2年間】  
【定額補助】

## 農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>

農福連携に関する  
施策や情報を掲載



# 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

## <対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

## <事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

#### ① 農福連携支援事業

##### ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限150万円/年※）】

※整備事業が経営支援の場合は300万円/年。作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能

##### イ 地域協議会の設立及び体制整備 ※構成員に市町村を含むこと

地域協議会による農福連携を地域で広げるための取組を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円/年）】

#### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成の取組等を支援します。

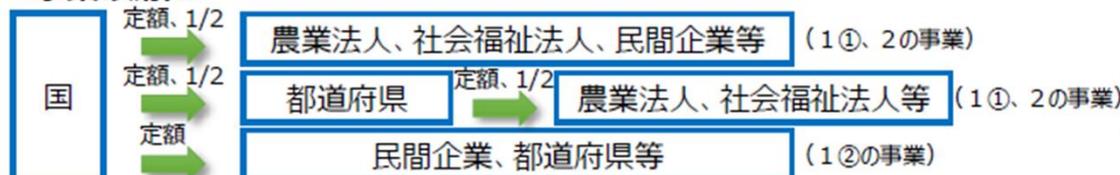
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

#### ① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖能補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設



地域協議会の設立及び体制整備

#### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発



専門人材育成研修

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

# 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

## 農福連携の推進

### 【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会\*
- ・民間企業 ほか



※地域協議会の構成員に市町村を含むこと  
 ※個人に対する助成はできません

・課題の把握  
 ・事例の蓄積

↑

・専門人材による助言

都道府県

○農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

○このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

## < 整備事業（ハード） >

### ○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、経営支援(2,500万円)

### 【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

## < 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

### ○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園（農業分野への就業を希望する障害者等に対し、職業訓練的体験を提供する農園。）の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

（注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間  
 +自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：150万円/年、  
 300万円/年（整備事業の経営支援を実施する場合）

※マニュアル作成は、初年度に40万円を加算可能

### 【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

## < 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

### ○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援

※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間  
 +自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限：300万円/年

### 【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

## < 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

### ○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者等の雇用・就労に関してアドバイスする農福連携技術支援者\*、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年

# 農福連携技術支援者の育成

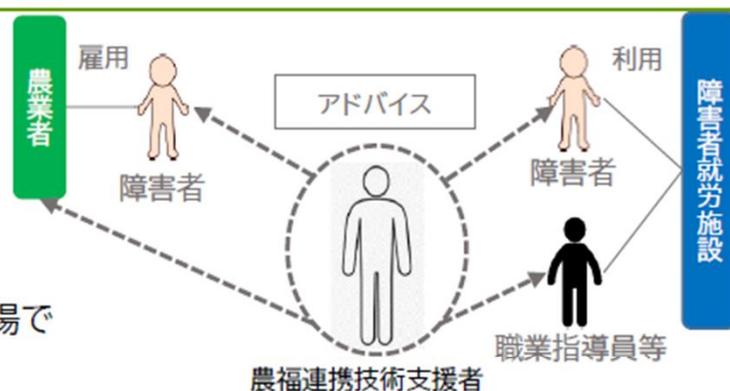
- 令和2年度から、「農福連携技術支援者育成研修」を全国共通の枠組みとして実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを農林水産省が策定した基準プログラムに準拠させることで、都道府県が実施することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。認定された者は、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」として、現場において障害者等に実践する手法を支援。
- 令和6年度末までに全国で842名を認定。

## 1. 育成する人材

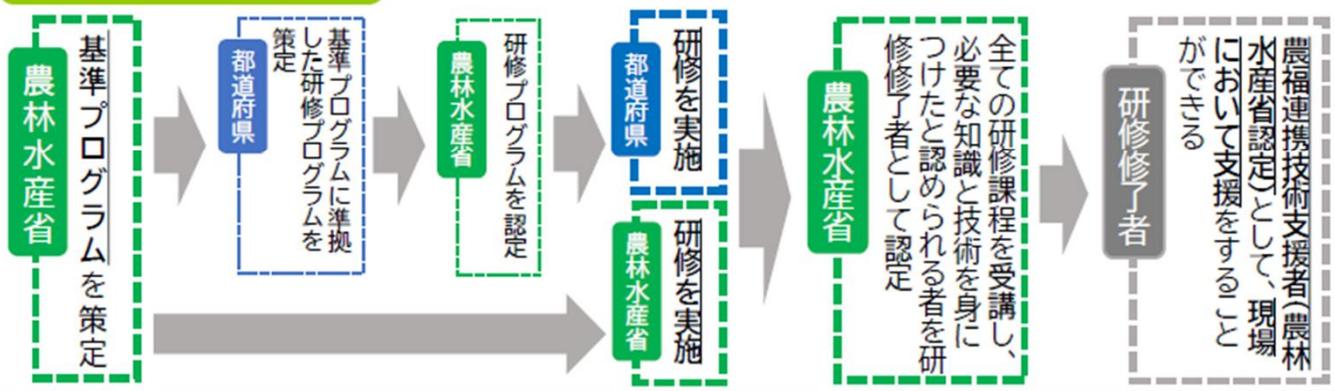
### 農福連携技術支援者

- ① 農業者
- ② 障害者就労施設の職業指導員等
- ③ 障害者本人

の3者に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材。



## 2. 育成の枠組み



## 3. 基準プログラム

### 研修形式と期間

- (1) 座学講義3日間程度
- (2) 演習・実地研修4日間程度
- (3) 修了試験(農林水産省が作成)

### カリキュラム

- ・ 障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・ 障害特性と職業的課題の基礎
- ・ 障害特性に対応した農作業支援技法
- ・ 農業者による農福連携の経営実務
- ・ 農作業における作業細分化・難易度評価の技法など

## 4. 研修の受講者

### 受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

### 受講定員

各回につき20名程度

Google 提供

検索

[報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[入札情報・お問合せ](#)[東北農政局について](#)[ホーム](#) > [農村振興](#) > [農福連携](#)

## 農業分野における障がい者等の就労

### 東北就労ネット（東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク）

本ネットワークは、東北地域での農業分野における障がい者就労等の促進を図り、農と福祉の相互の発展を図るためのもので、会員には農福連携に関する様々な情報の提供を行います。また、農福連携に関するイベント等について、広く周知したい場合の情報発信も行います。

#### 【参加対象】

農業者の方、障がい者就労支援団体の方、その他ネットワークの趣旨に賛同する方は、どなたでも加入できます。（会費は無料です）

#### 【活動内容】

- (1) 参加者相互の情報交換・共有
- (2) 農業と福祉の連携に関する情報の収集・提供
- (3) 農業分野における障がい者就労促進等に関するセミナー等の開催
- (4) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

#### 【会員申込】

下記アドレス宛てに以下の情報を記載の上、メールにてお申し込みください。

noufuku\_net★maff.go.jp（送信の際は★を@に変更してください）

- ・氏名又は団体名（団体の場合は団体名のほか代表者及び担当者の氏名）
- ・住所
- ・電話番号

#### 【規約】

[東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク\(PDF：56KB\)](#) 